

## 第3章 樋門・樋管

### 第1節 適用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。
3. 構造物撤去工、仮設工は、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
5. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成22年6月一部改正）
建設省 河川砂防技術基準（案）	（平成9年10月）
国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き	（平成10年11月）
国土交通省 機械工事共通仕様書（案）	（平成19年3月）
国土交通省 機械工事施工管理基準（案）	（平成22年4月）

### 第3節 軽量盛土工

#### 3-3-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。

#### 3-3-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。

### 第4節 地盤改良工

#### 3-4-1 一般事項

本節は、地盤改良工として、固結工その他これらに類する工種について定める。

#### 3-4-2 固結工

固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。

### 第5節 樋門・樋管本体工

#### 3-5-1 一般事項

1. 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。

2. 受注者は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、**設計図書**によらなければならない。
3. 受注者は、堤防に設ける仮締切は、**設計図書**に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 受注者は、樋門・樋管の施工において、**設計図書**で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。
5. 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、均しコンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
6. 受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。  
なお、受注者は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。

### 3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。
2. 受注者は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等が**設計図書**と異なる場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。
4. 地盤改良の施工については、第3編第2章第7節地盤改良工の規定による。

### 3-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。

### 3-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。

### 3-5-5 矢板工

1. 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。
2. 受注者は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。
3. 可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接続部近辺の変位に追随する矢板をいうものとする。

### 3-5-6 函渠工

1. 受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、基礎地盤の支持力が均等となるようにな、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、基礎地盤支持力の**確認**を**設計図書**で定められている場合は、基礎地盤の支持力を**確認**し監督員に**報告**しなければならない。
3. 受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を**確認**するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督員に**連絡**しなければな

らない。

4. 受注者は、ヒューム管の施工にあたり下記の事項により施工しなければならない。

(1) 受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないように施工しなければならない。

(2) 受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。

(3) 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。

(4) 受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならぬ。

5. 受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。

(1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。

(2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

(3) 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については**設計図書**によるものとし、予期しない沈下のおそれがあつて、上げ越しが必要な場合には、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

6. 受注者は、鉄筋コンクリート（R C）及びプレストレストコンクリート（P C）構造の樋門及び樋管について下記の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施しなければならない。

(2) 受注者は、継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用いなければならない。

(3) 受注者は、プレキャストブロック工法における函体ブロックの接合部を、設計荷重作用時においてフルプレストレス状態に保持しなければならないものとし、端面をプレストレス力が良好に伝達できるように処理しなければならない。

(4) 受注者は、函軸緊張方式におけるアンボンド工法の緊張材が定着部の1.0m以上を付着により函体コンクリートと一体化するようにしなければならない。

(5) 受注者は、緊張材を1本ないし数本ずつ組にして順々に緊張する場合には各緊張段階において、コンクリート函体及びプレストレインドゴム継手等の弾性継手材に有害な応力、変位が生じないようにしなければならない。

(6) 受注者は、摩擦減少層がプレストレス導入時の施工に大きな影響をおよぼすことから、使用材料、均しコンクリートの仕上げ等に注意しなければならない。

(7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることがさけられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。

7. 受注者は、鋼管の布設について下記の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、**設計図書**に明示した場合を除き、円形の函体断面を有し、継手がベローズタイプの鋼管を用いるものとし、管体の接合は溶接によらなければならぬ。

(2) 受注者は、現場溶接を施工する前に、溶接に伴う収縮、変形、拘束等が全体や細部の構造に与える影響について検討しなければならぬ。

(3) 受注者は、溶接部や溶接材料の汚れや乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備え付けなければならぬ。

(4) 受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態について注意をはらわなければならない。

(5) 受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点は、**設計図書**によらなければならぬ。

(6) 受注者は、下記の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。

① 気温が5℃以下のとき。

② 湿度が85%以上のとき。

③ 塗膜の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。

④ 炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。

⑤ 鋼材表面が湿気を帯びているとき。

⑥ その他、監督員が不適当と認めたとき。

(7) 受注者は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ごみ、油類その他の付着物を除去しなければならぬ。

(8) 受注者は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前にさびを生じるおそれのある場合には、プライマー等を塗布しておかなければならぬ。

(9) 受注者は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならぬ。

(10) 受注者は、部材の運搬及び組立て中に工場塗装がはがれた部分について、工場塗装と同じ塗装で補修しなければならぬ。

(11) 受注者は、下層の塗料が完全に乾いた後でなければ上層の塗装を行ってはならない。

8. 受注者は、ダクトイル鉄管の布設について下記の事項によらなければならない。

(1) 受注者は、JIS G 5526（ダクトイル鉄管）及びJIS G 5527（ダクトイル鉄異形管）に適合したダクトイル鉄管を用いなければならない。

(2) 受注者は、継手の構造については、**設計図書**に明示されたもの用いなければならない。

(3) 受注者は、継手接合前に受口表示マークの管種を**確認**しなければならぬ。

(4) 受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを**確認**した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。

(5) 受注者は、継手接合に従事する配管工にダクトイル鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものと配置しなければならぬ。

(6) 受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならぬ。

- (7) 受注者は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去後、塗料に適合した方法で鉄管を塗装しなければならない。
- (8) 受注者は、現場で切断した管の端面や、管の外面の塗膜に傷が付いた箇所について、さびやごみ等を落として清掃し、水分を除去してから合成樹脂系塗料で塗装しなければならない。
- (9) 受注者は、塗装箇所が乾燥するまで現場で塗装した管を移動してはならない。

### 3-5-7 翼壁工

1. 翼壁工は、樋門及び樋管本体と分離させた構造とするものとする。
2. 受注者は、**設計図書**に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。
3. 受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

### 3-5-8 水印工

受注者は、**設計図書**に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。

## 第6節 護床工

### 3-6-1 一般事項

本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。

### 3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

### 3-6-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。

### 3-6-4 間詰工

1. 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。

### 3-6-5 沈床工

沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。

### 3-6-6 捨石工

捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。

### 3-6-7 かご工

かご工の施工については、第3編2-14-7 かご工の規定による。

## 第7節 水路工

### 3-7-1 一般事項

本節は、水路工として作業土工、側溝工、集水溝工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他

これらに類する工種について定める。

### 3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

### 3-7-3 側溝工

側溝工の施工については、第3編2-3-29 側溝工の規定による。

### 3-7-4 集水柵工

集水柵工の施工については、第3編2-3-30 集水柵工の規定による。

### 3-7-5 暗渠工

1. 暗渠工の施工については、第4編3-5-6 函渠工の規定による。

2. 受注者は、地下排水のための暗渠の施工にあたっては、土質に応じた基礎の締固め後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。

透水管及び集水用のフィルター材の種類、規格については、**設計図書**によらなければならない。

3. 受注者は、フィルター材の施工の際に、粘性土が混入しないようにしなければならない。

### 3-7-6 橋門接続暗渠工

橋門接続暗渠工の施工については、第4編3-5-6 函渠工の規定による。

## 第8節 付属物設置工

### 3-8-1 一般事項

本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。

### 3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

### 3-8-3 防止柵工

防止柵工の施工については、第3編2-3-7 防止柵工の規定による。

### 3-8-4 境界工

1. 受注者は、境界杭（鉈）の設置位置については、監督員の**確認**を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に**報告**しなければならない。

2. 受注者は、埋設箇所が岩盤等で、**設計図書**に示す深さまで掘削することが困難な場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

3. 受注者は、杭（鉈）の設置にあたっては、**設計図書**に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。

4. 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。

5. 受注者は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。

### 3－8－5 銘板工

受注者は、銘板及び標示板の施工にあたって、材質、大きさ、取付位置並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、**設計図書**に基づき施工しなければならない。ただし、**設計図書**に明示のない場合は、**設計図書**に関して監督員に**協議**しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と**協議**しなければならない。

### 3－8－6 点検施設工

受注者は、点検施設を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 3－8－7 階段工

受注者は、階段工を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 3－8－8 観測施設工

受注者は、観測施設を**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 3－8－9 グラウトホール工

受注者は、グラウトホールを**設計図書**に基づいて施工できない場合には、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。